

「熊本県南豪雨義援金」募集要綱 (第3版)

社会福祉法人熊本県共同募金会

1 趣旨

令和2年7月3日からの大雨は、熊本県南部に多くの被害をもたらし、県内16市町村（八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町）に、さらに7月6日には10市町（荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、玉東町、南関町、長洲町、和水町、南小国町、小国町）に災害救助法が適用されました。

熊本県共同募金会（以下「本会」という）では、この災害により被災された方々を支援することを目的に、義援金の募集を実施します。

2 義援金の名称

クマモトケンナンゴウウギエンキン
熊本県南豪雨義援金

3 募集期間

令和2年7月8日（水）から令和3年3月31日（水）まで

4 義援金の受け入れについて

| 金融機関 | 口座番号 | 口座名義 |
|----------------------|----------------|--|
| ゆうちょ銀行 | 00970-9-196424 | 熊本県共同募金会 <small>クマモトケンナン</small> 熊本県南豪雨義援金 |
| ・窓口からの振込手数料は無料となります。 | | |

| 金融機関 | 口座番号 | 口座名義 |
|--|-------------|---------------------------|
| <small>ヒゴ</small> 肥後銀行 <small>スイドウチョウ</small> 水道町支店 | (普) 2751065 | 熊本県南豪雨義援金 (福) 熊本県共同募金会 |
| ・窓口からの振込手数料は無料となります。 ・全国地方銀行協会加盟銀行の窓口での手数料は無料となります。 | | |

| 金融機関 | 口座番号 | 口座名義 |
|--------------------------------|-------------|---------------------------|
| <small>クマモト</small> 熊本銀行 本店営業部 | (普) 3184606 | 熊本県南豪雨義援金 (福) 熊本県共同募金会 |
| ・窓口からの振込手数料は無料となります。 | | |

*上記以外の金融機関からの振込や、ATM、インターネットバンキング等を利用する場合の振込手数料は有料です。

5 現金書留による義援金の送付

現金書留封筒に「救助用郵便」と明記していただくと募集期間内は、郵便料金は免除となります。

送付先 〒860-0842

熊本市中央区南千反畑町3-7 熊本県総合福祉センター4階
社会福祉法人 熊本県共同募金会

6 義援金の配分

本会に寄せられた義援金は、熊本県、日本赤十字社熊本県支部、本会等で構成される義援金配分委員会において配分が決定され、被災地の市町村を通して、被災者へ配分されます。

7 義援金の税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の適用対象となります。

確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に「熊本県南豪雨義援金」募集要綱を添えてご提出ください。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は、別紙「領収書希望者名簿」に必要事項を記入のうえ、本会へ送付してください。後日、領収書を送付いたします。

[該当する税制優遇措置]

- ・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村または特別区に対する寄付金」に該当

8 その他

(1) 災害義援金のみを取り扱い、救援物資・物品は取り扱いません。

(2) この要綱は、令和2年 7月 8日から施行します。

8月 3日改正 (第2版)

11月17日改正 (第3版)

9 問い合わせ先

社会福祉法人 熊本県共同募金会

〒860-0842 熊本市中央区南千反畑町3-7 熊本県総合福祉センター4階

(TEL) 096-354-3993

(FAX) 096-353-4566

(E-mail) info@akaihane-kumamoto.jp